

○共同生活援助サービス費

基本部分		注		注			注						
		大規模住居等減算 入居以上	世話人や生活支援員の員数が基準に満たない場合	サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	共同生活援助計画が作成されていない場合	身体拘束廃止未実施減算	委託先である指定居宅介護事業者により委託居宅介護サービスが行われる場合						
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(1) 区分6	(667単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(552単位)											
	(3) 区分4	(471単位)											
	(4) 区分3	(381単位)											
	(5) 区分2	(292単位)											
	(6) 区分1以下	(243単位)											
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(1) 区分6	(616単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(500単位)											
	(3) 区分4	(421単位)											
	(4) 区分3	(331単位)											
	(5) 区分2	(243単位)											
	(6) 区分1以下	(198単位)											
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(1) 区分6	(583単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(467単位)											
	(3) 区分4	(387単位)											
	(4) 区分3	(298単位)											
	(5) 区分2	(209単位)											
	(6) 区分1以下	(170単位)											
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(697単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×95/100 一体的な運営が行われている共同生活住居(サテライト型住居を含む)の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(582単位)											
	(3) 区分4	(501単位)											
	(4) 区分3	(411単位)											
	(5) 区分2	(322単位)											
	(6) 区分1以下	(272単位)											
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(444単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
		(二) 区分5	(398単位)										
		(三) 区分4	(364単位)										
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(393単位)										
		(二) 区分5	(346単位)										
		(三) 区分4	(314単位)										
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	(359単位)										
		(二) 区分5	(313単位)										
		(三) 区分4	(281単位)										
※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。													
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) (3:1)	(1) 区分6	(1,105単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(989単位)											
	(3) 区分4	(907単位)											
	(4) 区分3	(650単位)											
	ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ) (4:1)	(1) 区分6						(1,021単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(2) 区分5						(904単位)					
(3) 区分4		(822単位)											
(4) 区分3		(574単位)											
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ) (5:1)	(1) 区分6	(969単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(852単位)											
	(3) 区分4	(770単位)											
	(4) 区分3	(528単位)											
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ) (体験利用)	(1) 区分6	(1,135単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算						
	(2) 区分5	(1,019単位)											
	(3) 区分4	(937単位)											
	(4) 区分3	(677単位)											
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1) 世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(910単位)	入居定員が21人以上 ×92/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算					
		(二) 区分5	(793単位)										
		(三) 区分4	(712単位)										
		(四) 区分3	(563単位)										
		(五) 区分2	(414単位)										
		(六) 区分1以下	(360単位)										
	(2) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(826単位)										
		(二) 区分5	(709単位)										
		(三) 区分4	(627単位)										
		(四) 区分3	(486単位)										
		(五) 区分2	(337単位)										
		(六) 区分1以下	(292単位)										
	(3) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(774単位)										
		(二) 区分5	(657単位)										
		(三) 区分4	(575単位)										
		(四) 区分3	(440単位)										
		(五) 区分2	(292単位)										
		(六) 区分1以下	(252単位)										
	(4) 体験利用の場合	(一) 区分6	(940単位)										
		(二) 区分5	(824単位)										
		(三) 区分4	(742単位)										
		(四) 区分3	(590単位)										
		(五) 区分2	(441単位)										
		(六) 区分1以下	(387単位)										

ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(698単位)
			(二) 区分5	(651単位)
			(三) 区分4	(617単位)
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(612単位)
			(二) 区分5	(566単位)
			(三) 区分4	(533単位)
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(561単位)
			(二) 区分5	(515単位)
			(三) 区分4	(482単位)
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(605単位)
			(二) 区分5	(558単位)
			(三) 区分4	(525単位)
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(520単位)		
	(二) 区分5	(474単位)		
	(三) 区分4	(440単位)		
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(469単位)		
	(二) 区分5	(422単位)		
	(三) 区分4	(389単位)		

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(1)	(4:1)	(243単位)
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II)	(5:1)	(198単位)
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III)	(6:1)	(170単位)
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV)	(10:1)	(114単位)
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)	(体験利用)	(272単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1.001/1.000に相当する単位数を算定する。

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(1)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	(1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 (1日につき70単位を加算)

夜間支援等体制加算	(1)夜間支援対象利用者2人以下	一 区分4以上	(1日につき672単位を加算)
		二 区分3	(1日につき560単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき448単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者3人	一 区分4以上	(1日につき448単位を加算)
		二 区分3	(1日につき373単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき299単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者4人	一 区分4以上	(1日につき336単位を加算)
		二 区分3	(1日につき280単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき224単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者5人	一 区分4以上	(1日につき269単位を加算)
		二 区分3	(1日につき224単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき179単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者6人	一 区分4以上	(1日につき224単位を加算)
		二 区分3	(1日につき187単位を加算)
		三 区分2以下	(1日につき149単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者7人	一 区分4以上	(1日につき192単位を加算)
		二 区分3	(1日につき160単位を加算)
三 区分2以下		(1日につき128単位を加算)	
(7)夜間支援対象利用者8人	一 区分4以上	(1日につき168単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき140単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき112単位を加算)	
(8)夜間支援対象利用者9人	一 区分4以上	(1日につき149単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき124単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき99単位を加算)	
(9)夜間支援対象利用者10人	一 区分4以上	(1日につき135単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき113単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき90単位を加算)	
(10)夜間支援対象利用者11人	一 区分4以上	(1日につき122単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき102単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき81単位を加算)	
(11)夜間支援対象利用者12人	一 区分4以上	(1日につき112単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき93単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき75単位を加算)	
(12)夜間支援対象利用者13人	一 区分4以上	(1日につき103単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき86単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき69単位を加算)	
(13)夜間支援対象利用者14人	一 区分4以上	(1日につき96単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき80単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき64単位を加算)	
(14)夜間支援対象利用者15人	一 区分4以上	(1日につき90単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき75単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき60単位を加算)	
(15)夜間支援対象利用者16人	一 区分4以上	(1日につき84単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき70単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき56単位を加算)	
(16)夜間支援対象利用者17人	一 区分4以上	(1日につき79単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき66単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき53単位を加算)	
(17)夜間支援対象利用者18人	一 区分4以上	(1日につき75単位を加算)	
	二 区分3	(1日につき63単位を加算)	
	三 区分2以下	(1日につき50単位を加算)	

世話人の員数が基準に満たない場合				
外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合				

入居定員が8人以上 ×90/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100	減算が適用される 月から4月目まで ×70/100	減算が適用される 月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算
入居定員が21人以上 ×87/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	5月以上連続して減算の場合 ×50/100	3月以上連続して減算の場合 ×50/100	

・受託居宅介護サービス費
 イ 所要時間15分未満の場合 96単位
 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位
 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 262単位
 ニ 所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに87単位を加算した単位数
 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数

(18)夜間支援対象利用者19人	一区分4以上	(1日につき71単位を加算)
	二区分3	(1日につき59単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき47単位を加算)
(19)夜間支援対象利用者20人	一区分4以上	(1日につき67単位を加算)
	二区分3	(1日につき56単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき45単位を加算)
(20)夜間支援対象利用者21人	一区分4以上	(1日につき64単位を加算)
	二区分3	(1日につき53単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき43単位を加算)
(21)夜間支援対象利用者22人	一区分4以上	(1日につき61単位を加算)
	二区分3	(1日につき51単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき41単位を加算)
(22)夜間支援対象利用者23人	一区分4以上	(1日につき58単位を加算)
	二区分3	(1日につき48単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき39単位を加算)
(23)夜間支援対象利用者24人	一区分4以上	(1日につき56単位を加算)
	二区分3	(1日につき47単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき37単位を加算)
(24)夜間支援対象利用者25人	一区分4以上	(1日につき54単位を加算)
	二区分3	(1日につき45単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき36単位を加算)
(25)夜間支援対象利用者26人	一区分4以上	(1日につき51単位を加算)
	二区分3	(1日につき43単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき34単位を加算)
(26)夜間支援対象利用者27人	一区分4以上	(1日につき50単位を加算)
	二区分3	(1日につき42単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき33単位を加算)
(27)夜間支援対象利用者28人	一区分4以上	(1日につき48単位を加算)
	二区分3	(1日につき40単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき32単位を加算)
(28)夜間支援対象利用者29人	一区分4以上	(1日につき46単位を加算)
	二区分3	(1日につき38単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき31単位を加算)
(29)夜間支援対象利用者30人	一区分4以上	(1日につき45単位を加算)
	二区分3	(1日につき38単位を加算)
	三区分2以下	(1日につき30単位を加算)
ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)
	(11)夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)
	(12)夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)
	(13)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(14)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(15)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(16)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(17)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(18)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(19)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(20)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(21)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(22)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(23)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(24)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(25)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(26)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(27)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)	
ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき45単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき43単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき41単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき39単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき37単位を加算)
ホ 夜間支援等体制加算(Ⅴ)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)

注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能

ハ 夜間支援等体制加算 (VI)	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)
(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算
 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき360単位を加算)
 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1日につき180単位を加算)

医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)

日中支援加算	イ 日中支援加算(Ⅰ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(1日につき270単位を加算)
	ロ 日中支援加算(Ⅱ)	(1) 日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算(月1回を限度)
 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算)
 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算(月1回を限度)
 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算)
 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者体験利用加算 (1日につき400単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき32単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合	
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき63単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合	
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき125単位を加算)	注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合	
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)	注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)	
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)	
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき100単位を加算)			
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)	(1日につき39単位を加算)			

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 86 / 1,000)
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 86 / 1,000)
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 150 / 1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 63 / 1,000)
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 63 / 1,000)
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 110 / 1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 35 / 1,000)
		(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 35 / 1,000)
		(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + 所定単位 × 61 / 1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + Ⅰ(1)の90 / 100)
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき + Ⅰ(2)の90 / 100)	
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合		(1月につき + Ⅰ(3)の90 / 100)	
ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1) 指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + Ⅰ(1)の80 / 100)	
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + Ⅰ(2)の80 / 100)	
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1月につき + Ⅰ(3)の80 / 100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算
 (1) 指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)
 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 10 / 1,000)
 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1月につき + 所定単位 × 23 / 1,000)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1,000)
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 16 / 1,000)